

京都府立桃山高等学校長寿命化（大規模）改修工事仮設校舎賃貸借
特記仕様書

目次

1. 賃借物件の概要	P 2
2. 一般共通事項	P 4
3. 建築工事仕様書	P 7
4. 電気設備工事仕様書	P 9
5. 機械設備工事仕様書	P 11
6. 外構工事仕様書	P 12
7. 解体工事仕様書	P 12
(別紙1) 借入物品にかかる経費負担一覧表	P 13
(別紙2) 仮設建築物等許可条文緩和リスト	P 14
(別 添) 仮設校舎計画図面	
(別 添) 地盤調査報告書	

1. 賃借物件の概要

1. 設置場所

京都市伏見区桃山毛利長門東町地内（府立桃山高等学校敷地内）

2. 借入物品

長寿命化（大規模）改修工事を実施する管理教室棟等の代替施設として借入を行う

仮設校舎棟：鉄骨造 2階建て 延べ面積 1,661.90 m²（A棟）

鉄骨造 2階建て 延べ面積 1,132.04 m²（B棟）

仮設渡廊下：鉄骨造平屋建て 延べ面積 127.72 m²

鉄骨造平屋建て 延べ面積 10.13 m²

仮設昇降口：鉄骨造平屋建て 延べ面積 147.70 m²

3. 借入期間及び引渡日

借入期間：令和4年12月1日から令和7年8月31日まで（借入金額支払い対象期間）

ただし、別途発注する工事の都合等により、借入期間の変更が必要になった場合は、契約変更を行うものとする。

- ・借入物品の引渡日は令和4年11月30日までとし、それまでに建築基準法・消防法等の法令による検査等を受検し検査済証を取得すること。
- ・借入期間終了後は令和7年12月25日までに借入物品を全て撤去し、原状に復旧すること。
- ・物品の設置方法及び復旧方法等について本仕様書及び別添図面に記載がある場合はその指示に従うこと。
- ・受注者が借入物品を設置した日から引渡日まで、及び借入終了後から解体・撤去、整地、原状復旧完了までの建物管理及び光熱水費の負担については、受注者が行うものとする。

4. 借入物品設置計画

別添図面のとおり

5. 借入物品の不具合及び維持管理

- ・借入期間中に発生した不具合（停電、故障、経年劣化等）については、受注者の負担で学校運営に支障のないように補修等を行うこと。
ただし、発注者の過失による破損等は発注者において負担する。
- ・借入期間中に定期的なメンテナンスが必要な照明、空調設備等の維持管理は受注者の負担で行うこと。

6. 損害保険

受注者は借入物品に損害保険を付保し、契約書の写しを提出すること。
必要となる費用・経費は受注者の負担とする。ただし、大規模災害等により損害保険が免責となる場合の復旧費用等は別途発注者と受注者で協議し決定する。

7. 借入物品にかかる経費

借入物品にかかる経費は契約書、本仕様書、別添図面によるほか、別紙「借入物品にかかる経費負担一覧表」による。

8. その他

- ・本契約と関連して、
府立桃山高等学校管理教室棟長寿命化（大規模）改修工事（建築工事）
府立桃山高等学校管理教室棟長寿命化（大規模）改修工事（電気設備工事）
府立桃山高等学校管理教室棟長寿命化（大規模）改修工事（機械設備工事）等
を発注予定である。借入物品の設置期間中等は円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の受注者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。
また、今後発注する次期工事についても同様とする。
- ・借入金額には設置費、賃貸費、撤去費を含み、受注者は契約時に契約金額の内訳書（設置費、賃貸費、撤去費）を提出すること。
- ・地中障害物等があった場合は発注者の指示に従うこと。
追加で発生する障害物の撤去や移設にかかる費用は発注者の負担とし、金額については発注者と受注者で協議し決定する。
- ・借入物品に係る公租公課は受注者の負担とする。

2. 一般共通事項

1. 法令遵守等

- ・本契約は建築基準法及び消防法、その他関係法令に適合する物品を借り入れるものであり、関係所管庁等への届出、承認、許可及び検査等は受注者の責任により行うこととする。借入物品における実施済みの関係法令手続きを以下に示す。

①開発非該当確認申請

②景観計画区域内における行為の通知

③埋蔵文化財発掘の通知

④京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による協議申請

⑤同上変更協議申請及び制限の緩和に係る認定申請

⑥建築基準法第 55 条の許可に係る一部変更

⑦仮設建築物等許可申請及び一部変更（※緩和条項は「別紙 2」参照）

⑧計画通知（確認済証番号令和 3 年 10 月 20 日第 R03 計認建築京都市 00031 号）

※出入口の底設置について軽微変更手続きを行うこと。

また、その他設置、解体に必要な関係諸官庁等への手続きは遅滞なく行うこと。

手続きに必要な協議は受注者で行い、要する手数料等は受注者の負担とする。

- ・建築基準法に基づく工事監理者は受注者にて選定すること。
- ・建築基準法に基づく検査済証の写しを提出すること。
- ・発注者及び学校で届出を行う防火管理者選任届等の手続きについて、図書の提供等、その他資料作成に協力すること。
- ・産業廃棄物等の発生材処理について、関係法令等を厳守し適切に運搬、処分を行うこと。これに要する費用は受注者の負担とする。

2. 提出図書

- ・受注者は契約後速やかに仮設建築物等許可の緩和内容について関係諸官庁等と協議を行い、以下の図書を 1 部提出し発注者の承諾を得ること。

（提出図書）

配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、構造図、設備図（電気・機械）、
外構図、全体工程表、仮設計画書

- ・提出図書の作成に先立ち、現況敷地の調査、測量を行い、図書に反映すること。

3. 図書の優先順位

1. 質疑回答書
2. 本仕様書
3. 別添図面

本仕様書、別添図面において疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

4. 共通仕様

- ・寸法、仕様等については本仕様書、別添図面に記載するものの同等品以上とし、記載のないものは公共建築工事標準仕様書に準ずること。
- ・教室等は文部科学省が定める「学校環境衛生基準」に適合させること。
借入物品引渡し前に各教室の揮発性有機化合物6物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める室内濃度指針値以下であることを確認し、測定結果報告書を提出すること。なお、検査方法は「学校環境衛生基準」によるものとし、測定方法はパッシブ形採取機器を用いる方法とすること。
指針値を超えた場合は、発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行うこと。
- ・使用する材料、製品は所定の機能、耐力を有するものとし、内装使用材料及び家具等はホルムアルデヒド発散等級「F☆☆☆☆」とすること。
また、アスベストを含有するものは一切使用しないこと。
- ・カーテン等は防炎製品とすること。
- ・借入物品（備品、付属設備等を含む）は中古品も可とするが、使用に支障となる変形、破損、故障、錆等がない良品とすること。
- ・借入期間中において、発注者が別途契約した工事で天井、壁等の貫通を行う場合がある。また、壁・建具・ガラス面等への掲示物・ガラスフィルム等の貼付け、壁面への家具等の固定等を行う場合がある。
- ・管理教室棟の改修工事完了後は他の棟の改修工事を行う予定として、借入期間を定めている。借入期間中に次期工事の改修計画に合わせて、発注者が別途契約して借入物品の間取り変更等を行う場合があり、この場合は本契約における法定点検、損害保険等の費用及び解体費用が変わるため、契約変更を行うものとする。

5. 建物写真

受注者は借入物品について以下の写真を撮影し、A4版写真帳に整理し、撮影日と撮影場所を記入の上、提出すること。写真はL版カラーとする。

（提出写真）

外観写真 全景 15 枚

内観写真 各教室及び廊下 30 枚

6. 施工にかかる条件

- ・労働の安全、衛生及び整理整頓、公害防止、周辺へ配慮する等、工事場所の安全管理は常に万全を期すものとする。
- ・工事用車両（関係車両すべて）はステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。

- ・工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
- ・飛散のおそれのある資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- ・道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。
- ・工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、災害防止に万全を期すこと。
協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
- ・工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。
- ・学校敷地内通路は工事期間中も常時学校内利用があるため、各通路の通行と安全の確保を行うこと。
- ・工事用車両（関係車両すべて）について、不正改造車の使用を排除すること。
- ・作業時間 平日一般：午前8時30分～午後6時00分
騒音を伴う場合：午前9時00分～午後5時00分
を原則とし、事前に学校、近隣自治会等と調整すること。
- ・通学時間の通行規制
原則として午前8時00分～午前8時30分は工事車両の通行を行わないこと。
登下校時には前面道路が非常に混み合うため、通行の妨げにならないよう、十分注意すること。また、日によって登下校時間が変わるので注意すること。
- ・交通誘導員の配置
（建設時・解体時）1人常駐、（車両の通行が多い日）適宜増員
- ・工事車両の駐車は学校敷地内とするが、駐車スペースが限られることから、最小限に抑えること。
- ・工事着手前に周辺自治会や近隣住民に対して必要な資料を作成し、工事の説明を行うこと。工事期間中のトラブルがないように努め、万が一トラブルが発生した場合は誠意を持って解決に当たること。
- ・大きな騒音等を伴う作業を行う場合は、事前に発注者、学校等の関係者に協議、調整を行うこと。
- ・有機溶剤等は都度持ち帰りをを行う等、適切に管理すること。
- ・火気を使用する場合は、消火設備の設置や養生等を適切に行うとともに、火気の取扱いには十分に注意すること。

3. 建築工事仕様書

1. 仮設工事

- ・仮囲い等施工において、別添図面を参考に安全管理上必要となる仮設計画を行うこと。仮設計画は関連工事と調整を行った上で、事前に発注者、学校等の関係者の承諾を得ること。

2. 土工事

- ・埋戻しは根切り土の良質土又は購入土とすること。
- ・現場発生土の処分は関係法令を遵守し、適切に処理すること。

3. 地業工事

- ・添付の地盤調査報告書に基づき構造上安全となるように構造設計と併せて計画すること。
なお、地耐力確認試験等が必要な場合は受注者の負担で実施すること。
- ・床下の地盤面には防湿シートを敷設すること。

4. 躯体工事

- ・建築基準法等の関係法令に基づく構造上必要な強度を有し、借入期間中、安全に使用できる構造とすること。

5. 外装工事

- ・屋根：ガルバリウム鋼板 $t = 0.6\text{mm}$ 、 0.8mm
裏面防露材 $t = 4.0\text{mm}$ （校舎棟は不燃材料とし、渡り廊下は除く）
出入口には庇（折板葺き等）を設置すること
- ・とい：軒樋及び縦樋（塩ビ製）
- ・外壁：サントイッチパネル $t = 41\text{mm}$ （カラーガルバリウム鋼板＋断熱材）
一般部は不燃材料（心材共）、延焼のおそれのある部分は防火構造とする

6. 内装工事

- ・床：複合下地＋合板 $t = 4.0\text{mm}$ ＋塩ビシート貼 $t = 2.0\text{mm}$ 、防滑塩ビシート
- ・壁：（一般壁）化粧石膏ボード 12.5mm
（延焼のおそれのある部分）石膏ボード 12.5mm 、ビニルクロス（不燃）
（防火区画間仕切壁）石膏ボード 12.5mm ＋化粧石膏ボード 12.5mm 両面貼
（防火上主要な間仕切壁）石膏ボード 9.5mm ＋化粧石膏ボード 12.5mm 両面貼
電子黒板（移設備品）の下地補強を行うこと
- ・天井：木製パネル＋カラー鋼板 $t = 0.27$
屋根に面する部分は断熱材入りとすること

7. 建具工事

- ・外部出入口：アルミサッシ引違戸、2枚引込戸（開口幅800mm以上）、クレセント・錠付き
- 教室出入口：アルミサッシ引違戸（開口幅800mm以上）、クレセント・錠付き
- 窓：アルミサッシ引違い窓、網戸・クレセント付き
- ガラス：学校用強化ガラス $t=4.0\text{mm}$ （透明・型板は2.2.承諾時の協議による）
- 延焼のおそれのある部分の開口部及び防火区画間仕切壁部は防火設備とすること
- アルミ製建具の性能等級はメーカー仕様による
- ガラスは防虫網付とする

8. 塗装工事

- ・（鉄骨隠蔽部）錆止め塗装
- （鉄骨見掛部）錆止め塗装＋SOP塗装
- 転用材を使用する場合は不良箇所の補修を行うこと

9. エント及びその他の工事

- ・入口ボード：（前面） $W5,400 \times H1,200$ 、 $W1,800 \times H900$ （背面） $W3,600 \times H1,200$
- ・掲示板：（前面） $W800 \times H1,200$ 、 $W600 \times H1,200$
（背面） $W1,700 \times H1,200$ 、 $W1,500 \times H1,200$
- ・教壇： $W5,400 \times D1,000 \times H200$
- ・布団入れ棚： $W2,400 \times D580 \times H2,960$
- ・カーテン、ブラインド：防災製品、レール共
- ・オートションカーテン：校長室一応接室間
- ・室名札：平付型 各室1箇所
- ・ピクトサイン：平付型 各トイレ1箇所
- 家具は転倒防止として壁や床に固定を行うこと。

10. その他

- ・グラウンド側の外壁面には防球ネットを設置すること。
- ・配管、配線その他、突起物には安全対策として保護材を取り付けること。

4. 電気設備工事仕様書

1. 幹線設備

- ・仮設校舎用電灯、動力配管配線工事及び開閉器盤を設置する。

2. 動力設備

- ・仮設校舎に設置する動力分電盤から仮設校舎で使用する動力機器までの配管配線工事及び機器接続工事を行う。

3. 電灯・コンセント設備

- ・仮設校舎に設置する電灯分電盤から仮設校舎で使用する電灯機器までの配管配線工事及び機器接続工事を行う。
- ・照明器具の取付方法はメーカー仕様とする。
- ・コンセント位置は2. 2. 承諾時の協議により確認すること。

4. 消防設備

- ・避難口誘導灯を外部出入口に設置する。
- ・自動火災報知機を設置し、事務室で受信できるようにすること。
- ・消火器は置き台共とし、転倒防止として壁固定を行うこと。
- ・その他、所轄消防署の指導に従い設置すること。

5. 放送設備

- ・非常放送設備を設置し、別途工事にて移設する放送卓から仮設校舎で使用する放送設備までの配管配線及び機器接続工事を行う。事務室から非常放送、放送室から一般放送を行えるようにすること。

6. 情報設備

- ・仮設校舎に設置する端子盤から仮設校舎で使用するモジュージャックまでの配線工事を行う。

7. テレビ・電話設備

- ・テレビ共聴設備は仮設校舎にUHFアンテナを設置し仮設校舎で使用するアウトレットボックスまでの配線工事を行う。
- ・電話設備は仮設校舎に設置する端子盤から仮設校舎で使用するアウトレットボックスまでの配線工事を行う。

8. トイレ呼出し・警報設備

- ・トイレ呼出しボタンを必要な便所に設置し、トイレ呼び出し状況を廊下及び事務室で確認出来るようにすること。

9. 換気設備

- ・換気扇の外部はウェザーカバー、外壁給気口はベントキャップ（防虫網付き）を設置すること。

10. 運動場ケーブル

- ・既設グラウンド照明の電気配線が仮設校舎棟と干渉するため、照明の使用が継続できるように敷設替えを行うこと。

11. 機械警備設備

- ・借入開始後に発注者で別途工事を行う予定。

12. その他

- ・機器を設置した後は試験調整及び絶縁抵抗測定を行うこと。
- ・屋外設置の盤類は防水型、鍵付きとする。
- ・各電源ブレーカのトリップ値については電気容量を計算の上、判断すること。
- ・配線結線図を作成の上、工事着手前に提出すること。
- ・配管、配線等の仕様はメーカー仕様とするが、強電用露出配線については電線管等で保護し、安全対策を確実にすること。

5. 機械設備工事仕様書

1. 給排水設備・給湯設備

- ・受水槽及び加圧式ポンプを設置し、仮設校舎使用箇所までの給水配管工事を行う。
- ・中継ポンプ層を設置し、別途工事にて新設の排水桝から仮設校舎使用箇所までの排水配管工事を行う。

2. 衛生器具設備

- ・男子及び女子トイレには洋式便器、小便器、手洗器、掃除用流しを設置する。
- ・多目的便所には障害者用洋式便器、手洗器、オストメイト、各種手摺を設置する。
- ・流し台（電気温水器付き）、手洗器、洗濯パン等は必要となる室に設置すること。

3. 消火設備

- ・屋内消火栓及び消火器を設置する。
- ・その他、所轄消防署の指導に従うこと。また、必要な点検及び報告を行うこと。

4. 空調・換気設備

- ・電気式空冷ヒートポンプエアコンの設置を行う。冷媒配管等はメーカー仕様とする。
リモコンボックス（鋼板製鍵付き）を設置し、事務室で集中制御を行えるようにすること。

6. 外構工事仕様書

- ・各径路には京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に適合するスロープ[°]等を設置すること。また、渡り廊下には横断用のステップ[°]を設置すること。
- ・室外機置場等には犬走りを設置し、受水槽廻りはメッシュフェンスで囲うこと。
- ・グラウンド[°]の既設側溝が一部分断されるため、側溝撤去後に埋設配管を設置し接続すること。

7. 解体工事仕様書

- ・借入期間終了後は速やかに借入物品を撤去、埋戻し、整地等を行い原状復旧すること。グラウンド[°]はグラウンド[°]舗装で埋戻すこと。
- ・基礎、砕石、配管等の埋設物もすべて撤去すること。
- ・解体工事に必要となる手続きは受注者で行い、要する費用は受注者の負担とする。
- ・復旧後は発注者、学校等の関係者立会いの上、確認を行うこと。

(別紙1)

借入物品にかかる経費負担一覧表

対象経費項目		発注者	受注者
1	設置及び解体復旧に係る経費		○
2	仕様書等に記載のない地中障害物の撤去等に係る費用	○	
3	設置にかかる各種許認可費用、申請手数料等		○
4	消防署の指示による消防設備等の整備費用		○
5	設置及び解体工事に係る光熱水費		○
6	借入期間中の不具合に係る経費		○
7	設備機器の定期的メンテナンス、法定点検等の費用		○
8	損害保険の付保に必要な経費		○
9	公租公課		○
10	関係機関との協議、借入物品設置に係る近隣説明周知費用		○
11	設置及び解体に係る安全対策費（交通誘導員、仮囲い等）		○
12	発注者の故意又は過失による破損等の補修費	○	
13	消耗品（電池、電球、フィルター等）の補充、交換費用	○	

仮設建築物等許可条文緩和リスト

仮設校舎A棟 準耐火建築物ロ-2 同等

条項	緩和内容	対応方法
令第114条第2項 (建築物の界壁、 間仕切壁及び隔壁)	防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とし小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。 ■小屋裏又は天井裏の防火上主要な間仕切り壁を緩和。	① 天井を不燃仕上げとし、かつ壁との間については防火上隙間がないようにする。 ② 1期及び2期利用時の火気使用室はありません。 3期利用時の火気使用室部分は防火上主要な間仕切り壁は適法となる仕様で施工する。 ③ 消火器の増設 (消防法での設置基準歩行距離 20m以内に設置を15m以内に設置致します。) ④ 各室壁仕上げ材を不燃とする。
法第37条 (建築材料の品質)	建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料について。 ■プレハブ部材はリース転用品を利用する為今回使用する部材のミルシートを特定する事が困難なため緩和。	① 主要構造部に使用している材料はJIS認定品ある。 社内基準による再利用鉄骨部材検査表にて部材の品質について管理を行っている。 ② 部材特定は出来ないが、鋼材購入時のミルシートは添付可能。
令第3章第8節 (構造計算)	平12建告2464号によるボルト強度区分に記載のないボルトを使用する事を緩和。 ■プレハブ基準の強度区分10.9と8.8の専用ボルトの使用。	① 構造計算を行い、安全検討する。 ② 建築基準法の定める強度以上の商品を使用する。
令第112条 (防火区画)	1500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。 ■プレハブ部材の2階床の準耐火構造の床の仕様について緩和。 平12建告第1358号第3項による床の構造方法において床裏面部分又は直下の天井の仕様がプレハブ部材で対応が出来ないため。	① 告示で示された床裏面部分の補強材を床仕上げ材の下地材として補強施工する。 デッキプレート+強化石膏ボード t=15+合板 t=12+石膏ボード t=12.5+C Fシート貼 ② 1階及び2階の天井仕上げ材は全てカラー鋼板 t=0.27(不燃)を貼った木製パネルとする。 各室壁仕上げ材も不燃材料とする。

仮設建築物等許可条文緩和リスト

仮設校舎B棟 準耐火建築物ロ-2

条項	緩和内容	対応方法
令第114条第2項 (建築物の界壁、 間仕切壁及び隔壁)	防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とし小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。 ■小屋裏又は天井裏の防火上主要な間仕切り壁を緩和。	① 天井を不燃仕上げとし、かつ壁との間については防火上隙間がないようにする。 ② 火気使用室はありません。 ③ 消火器の増設 (消防法での設置基準歩行距離20m以内に設置を15m以内に設置致します。) ④ 各室壁仕上げ材を不燃とする。
法第27条第1項 (耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼する恐れがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。 ■隣接する既存体育館に延焼ラインがかかることによる防火改修の緩和。	① 計画建物の壁及び天井仕上げ材を不燃材料とする。 ② 既存建物間に発生する延焼ラインに係る外壁面の開口部について計画建物(B棟)の開口部を防火設備とし、外壁は防火構造とする。
法第37条 (建築材料の品質)	建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料について。 ■プレハブ部材はリース転用品を利用する為今回使用する部材のミルシートを特定する事が困難なため緩和。	① 主要構造部に使用している材料はJIS認定品ある。 社内基準による再利用鉄骨部材検査表にて部材の品質について管理を行っている。 ② 部材特定は出来ないが、鋼材購入時のミルシートは添付可能。
令第3章第8節 (構造計算)	平12建告2464号によるボルト強度区分に記載のないボルトを使用する事を緩和。 ■プレハブ基準の強度区分10.9と8.8の専用ボルトの使用。	① 構造計算を行い、安全検討する。 ② 建築基準法の定める強度以上の商品を使用する。

仮設建築物等許可条文緩和リスト

昇降口棟 その他建物（主要構造部不燃）

条項	緩和内容	対応方法
法第 37 条 (建築材料の品質)	建築物の基礎，主要構造部その他安全上，防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料について。 ■プレハブ部材はリース転用品を利用する為今回使用する部材のミルシートを特定する事が困難なため緩和。	① 主要構造部に使用している材料は JIS 認定品である。 社内基準による再利用鉄骨部材検査表にて部材の品質について管理を行っている。 ② 部材特定は出来ないが、鋼材購入時のミルシートは添付可能。
法第 27 条第 1 項 (耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	かつ，その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼する恐れがあるものとして政令で定めるものに，防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。 ■隣接する既存校舎棟(4 階建及び 3 階建て建物)に延焼ラインがかかることによる防火改修の緩和。	① 計画建物は平屋（その他建築物）ですが主要構造部不燃・仕上げ材不燃とする。 ② 既存建物に延焼ラインを及ぼす外壁面(昇降口棟側)には開口部を設置しません。 ③ 消火器を任意設置する。 (消防設置義務は 300 m ² から >147.69 m ²)